

2022年度

社会福祉法人光風会事業計画

2022年度社会福祉法人光風会事業計画

(社福)光風会の前身である茨城県精神障害地域ケア研究会(「茨精研・ICCAM」)の活動を開始した30年前は、養護学校(特別支援学校)や普通学校を卒業した知的障害者の行き場はなく、ましてや精神障害者が通えるところは保健所のデイケアくらいでした。今は保健所というと新型コロナウイルス対応といった感染症対応に目がいきますが、公衆衛生という意味で、精神衛生(精神保健)も重要な役割です。その保健所の支援を受け、家族会は精神障害者が通える小規模共同作業所の設置運営を始めました。

その作業所は、30年後の今、三障害(身体・知的・精神)対応の就労継続事業所B型として運営され、水戸市内だけでも50カ所を超え、その数を増やしています。就労系だけでなく、居住支援としてのグループホームも民間企業の参入等で増加の一途をたどっています。しかし、この状況は、「地域でともに生きる」方向なのでしょうか。あらたな困り込みを作っていないかの点検が必要だと考え、前年度光風会は「居住福祉」に焦点を当てました。

「地域でともに生きる」端緒として、光風会が設立当初に取り組んだ事業は、精神保健福祉法^(注1)により社会復帰施設として位置づけられた精神障害者地域生活支援センターです。原点であるこの活動は、今は「地域活動支援センターI型」となっています。

制度的には、厚生労働省は、2004年に「精神保健医療福祉の改革ビジョン^(注2)」を示し、2005年には「介護保険法、障害者自立支援法」が国会上程、2014年には、「改正精神保健福祉法」と「障害者総合支援法^(注3)」の施行により、精神科病院に医療保護入院者^(注4)に対応する退院後生活環境相談員^(注5)を配置するといった、精神障害者の地域移行・地域生活を推進する施策が掲げられました。

障害者の権利という側面では、2016年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。また、2014年の「規制改革実施計画」を背景に、2017年に社会福祉法が改正され、社会福祉法人の公益性を担保できる経営組織と地域における公益的な取組を実施する責務が求められました。

様々な業種が福祉に参入する一方、社会福祉法人の大規模化が求められる状況を見据え、「共に生きる」諸課題に対応できるよう、2017年に光風会は新体制を組みました。

地域生活支援に当たっての具体的課題は、障害福祉サービス^(注6)をうける全障害者に対応する「計画相談^(注7)」の実施を含めた、市町村における相談支援体制の構築とされています。光風会は様々な形でその一端を担ってきましたが、特に「I型」の事業実績及び実践の点検が課題です。

地域生活支援の市町村における検討の場は、「協議会^(注8)」です。市町村に障害者の地域生活の「拠点」が整備されはじめます。笠間市では基幹相談支援センター^(注9)が設置、水戸市は中核市へ移行し水戸市保健所が設置されました。

これらの動向を踏まえ、様々な制度「改革」に対応しつつ、ユーザー・メンバーの高齢化に対応できるよう、相談支援体制の構築を視野に入れ、次の点に重点を置いて活動を展開します。

1. 拠点区分「水戸」「笠間」共通

- ① ユーザーの高齢化及び身体疾患に対応して、単身者及びグループホーム入居者への援助課題を明確にした上で、地域活動支援センターの事業として自宅等へ迎えのみを行うことにより、「くらし」の質を維持する支援を継続する。
- ② 前記に対応するために、拠点区部「水戸」は 1 時間、「笠間」は 30 分前倒した開設時間をそのまま継続し、地域活動支援センターの役割を再検討する。
- ③ 個別給付事業に特化した曜日を継続し、次年度へ向け事業内容を点検する。

2. 拠点区分「水戸」

- ① 地域活動支援センター I 型の居場所機能及び相談事業を中心に活動し、「空(COO)」活用を含めた事業所外支援を継続展開する。
- ② 市町村「協議会」に委員を派遣し、地域福祉の状況を把握する。
- ③ 前年度に引き続き、子どもの問題研究所と連動して、子どもの学習支援の方向を探る。

3. 拠点区分「笠間」

- ① 移転した新たな拠点を定着させるための情宣活動に注力する。
- ② グループホームの増設等を視野に入れ、ユーザーの高齢化に対応する。
- ③ 笠間焼作陶の将来的な継続性を引き続き点検・整理する。

注 1) 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」

注 2) ビジョンの枠組みは次の 3 点で、「今後の精神保健医療福祉施策について」を受けたもの。

- ① 国民の理解の変化 ② 精神医療の改革 ③ 地域生活支援の強化

注 3) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」

注 4) 医療保護入院とは、精神障害者の医療・保護のため、精神保健指定医の診察に基づいて、本人の同意がなくても、家族等の同意で入院させる制度。

注 5) 退院後生活環境相談員は、入院時から退院を見据えた支援をする精神保健福祉士等で、退院後に利用する地域生活援助事業者(障害福祉サービス事業者・介護保険事業者)を紹介する。

注 6) 障害福祉サービスとは、障害者総合支援法に定める個別給付の事業。光風会では、「就労継続支援事業 B 型」「生活訓練」「生活介護」「短期入所」「共同生活援助」が該当する。市町村からの委託事業である「地域活動支援センター」は除かれる。

注 7) 計画相談とは、特定相談事業で行う相談支援で、介護保険における高齢者のケアマネジメントに相当する。障害者が障害福祉サービスを利用する際に、その計画を立てる。

注 8) 「協議会」とは、地方公共団体が設置する関係機関や団体、障害者等の福祉、医療、教育、雇用の従事者等により構成される協議の場。名称は、自由に決められる。

注 9) 基幹相談支援センターは、市町村が設置することのできる三障害(身体・知的・精神障害)に対応するセンターで、相談支援事業を取りまとめる役割を持つ。

A. 法人本部

I. 理事会の開催予定

表 1 理事会の開催予定

月	日	曜	会議名	議案等
6	3	金	第 12 期 第 4 回理事会	前年度の事業報告及び決算報告
10	21	金	第 12 期 第 5 回理事会	上半期事業報告・財務状況報告
3	12	日	第 12 期 第 6 回理事会	次年度の事業計画及び当初予算

注) 理事会は、監事の参加を前提とするため、月日の変更がありうる。

II. 評議員会並びに評議員選任・解任委員会の開催予定

表 2 評議員会の開催予定

月	日	曜	会議名	議案等
6	19	日	2021（令和 3）年度 定時評議員会	前年度の事業報告及び決算報告
3	12	日	第 11 期 第 3 回評議員会	次年度の事業計画及び当初予算

III. 監事による監査の実施予定

定款に定めるもののほか、その都度必要に応じて行う。

IV. 法人の運営・事務処理計画

1. 定款及び経理規程に従い事務処理を行う。
2. 毎月開催する「事務局会議」において、理事長及び業務執行理事並びに各理事が、業務執行状況を報告し、事業進捗状況及び予算執行状況を確認する。

V. 企画・点検

月間計画表並びに年間計画表のとおり、事業内容を企画・点検する表 3 の会議を開催する。

表 3 会議概要

会議名	開催日	時間	内容	担当
事務局会議	第 4 金曜日	9:00 ～11:30	法人運営に係る会議 (理事全員参加)	高島
オールスタッフ ミーティング (ASM)	4 月 1 日 12 月 17 日	—	全活動内容等を共有する会議 (全スタッフ参加)	高島
スタッフ ミーティング (SM)	第 2 金曜日	9:00 ～17:00	前月の活動を点検し、次月の企 画を検討する会議	齋藤
広報情宣会議	第 4 水曜日	10:00 ～12:00	広報情宣に係る会議	齋藤
作陶会議	第 3 水曜日	9:00 ～11:00	笠間焼工房「陽(yoo)」及び泉町 ギャラリー「窯(YOO)」の活動を 確認・点検する会議	菅原
現場会議	第 1 水曜日	10:00 ～12:00	1 週間の福祉事業所活動を 確認する会議	(ZOOM)
	第 3 金曜日	15:00～		各現場
	第 4 水曜日	～16:00		

VI. 広報・情宣

1. 定款に従い財務公告を行う。
2. 特定非営利活動法人茨城県精神障害地域ケア研究会と協働し、表 4 のとおり広報・情宣活動を行う。

表 4 広報情宣活動

広報情宣活動	担 当
アニュアルレポートの発行	齋 藤
季刊誌「花信風の発行	齋 藤
広報誌「陽光」の発行	適 宜
ギャラリーチラシ発行	筒 井
ホームページ更新	高 島

注 1) 黄門まつり等を活用した情宣活動を行う。

注 2) パンフレットを更新する。

注 3) 賛助者募集活動に関しては、一定のプロジェクトといった具体的な形を検討する。

VII. 家族支援

光風会が企画する研修会・学習会に、登録ユーザー家族へ参加を呼びかける。

VIII. 地域公益事業

表 5 地域公益事業活動

活動内容	担 当
陶炎祭への参加	菅原
黄門まつりへの参加	鈴木
まちなかフェスティバルへの参加	筒井
フリマや餅つき交流会等の笠間地区での活動	檜山
渡里湧水群を生かす会への参加	高島

IX. 渉外・研修派遣・連携

表 6～10 に示す各種団体等へ協力するとともに、適宜研修にスタッフを派遣する。

表 6 市町村自立支援協議会

市町・部会	担 当	
水戸市	障害福祉	齋藤
	相談支援	河原井・高松
笠間市	全体会	齋藤
	就 労	檜山・郡司
	相 談	鈴木・郡司
小美玉市	河原井	
城里町	河原井・高松	
行方市	松本	

表 7 市町村こころの健康相談

市町	担 当
笠間市（岩間）	高橋
笠間市（笠間）	齋藤
城里町	河原井・高松
行方市	松本

表 8 医療保健福祉団体

団体名	担 当
茨城県精神障害者支援事業者協会	齋藤
水戸市精神保健福祉会	河原井・高松
笠間市福祉施設協働事業連絡協議会	鈴木
特定非営利活動法人 I ネット	齋藤

表 9 地域団体

地域団体	担 当
泉町 3 丁目商店会	筒井
渡里湧水群を生かす会	高島

表 10 学術団体

学術団体	担 当
日本臨床心理学会	高島・鈴木
日本・病院地域精神医学会	高島

X. 研究・研修

1. 特定非営利活動法人茨城県精神障害地域ケア研究会と協働し、研究活動を行う。
2. 啓発研修会を企画・開催する。
3. 適宜研修受け入れを行う。

XI. 月間計画

表 11 月間会議計画

週	月	火	水	木	金
第 1 週			現場 10:00～ (午後:事務)		
第 2 週					スタッフミーティング* 9:00～
第 3 週			作陶&ギャラリー9:00～		現場 15:00～
第 4 週			広報情宣 10:00～ 現場 15:00～		事務局 9:00～ (午後:環境整備)

XII. 年間計画 … 年間計画表 P17

表 12 年間会議及び広報情宣計画

月	日	理事会・評議員会等	企画等	広報情宣発行物
4	1	オールスタッフ ミーティング(ASM)		
5	-		陶炎祭 4/29～5/5	「陽光」
6	3	理事会		「花信風」
	19	定時評議員会		
7	-			
8	-		黄門まつり	「陽光」
9	-		まちなかフェス	アニュアルレポート
10	21	理事会		
11	26		地域交流啓発事業	「陽光」
12	17	オールスタッフ ミーティング(ASM)	(餅つき交流会)	「花信風」
1	-			
2	-			「陽光」
3	12	理事会・評議員会		「花信風」

注) 毎月、ギャラリーのチラシを発行する。

XIII. 各事業体事業計画

表 13 事業分類

事業区分	社会福祉事業											公益事業				
拠点区分	生活支援センター「風(FOO)」 (水戸)						地域活動センター「光(KOO)」 (笠間)					—				
事業所名	総務本部	協働宿「空(COO)」	グループホーム「颯(SOO)」	生活支援センター「風(FOO)」			笠間焼工房「陽(YOO)」	泉町ギャラリー「窯(YOO)」	地域活動センター「光(KOO)」			子どもの問題研究所				
サービス区分	—	短期入所事業	共同生活援助事業	生活訓練事業	生活介護事業	一般相談支援事業 注1	特定相談支援事業 注2	委託精神保健事業 注3	地域活動支援センターI型 (委託障害者相談事業) 注4	就労継続支援事業B型	(就労継続サテライト)	生活訓練事業	生活介護事業	特定相談支援事業	地域活動支援センターII型	—
事業種別	—	自立支援給付			相談支援 地域生活支援				自立支援給付			相談支援	地域生活支援	—		
指定・委託関係	—	茨城県指定【0811600212】	茨城県指定【0821600327】	茨城県指定【0811600212】 《多機能型、従たる事業所》	茨城県指定【0830100210】	水戸市指定【0830100210】	2市委託(笠間・行方)	5市委託 (水戸・笠間・茨城・城里・小美玉)	茨城県指定【0811600212】 《多機能型、主たる事業所》			笠間市指定【0831600473】	笠間市委託・水戸市補助	—		

注1) 「一般相談」とは、精神科病院からの退院促進に係る「地域移行支援」及び「地域定着支援」を行う事業である。

注2) 「特定相談」とは、障害福祉サービスをマネジメントする「計画相談」を行う事業である。

注3) 「委託精神保健」とは、市保健センターで実施している「心の健康相談」の受託事業である。

注4) 「委託障害者相談」とは、市町の障害者相談を「I型」として受託する事業である。

B. 社会福祉事業

表 14 事業所基本事項

拠点区分	生活支援センター「風(FOO)」 (水戸)							地域活動センター「光(KOO)」 (笠間)					
事業所名	協働宿「空(COO)」	グループホーム「颯(SOO)」	生活支援センター「風(FOO)」					笠間焼工房「陽(YOO)」	泉町ギャラリー「窯(YOO)」	地域活動センター「光(KOO)」			
サービス区分	① 短期入所事業	② 共同生活援助事業	③ 生活訓練事業	④ 生活介護事業	⑤ 一般相談支援事業	⑥ 特定相談支援事業	⑦ 委託精神保健事業	⑧ 地域活動支援センターI型 (委託障害者相談事業)	⑨ 就労継続支援事業B型 (就労継続サテライト)	③ 生活訓練事業	④ 生活介護事業	⑥ 特定相談支援事業	⑧ 地域活動支援センターII型
定員	2名	9名	6名	6名	—	20名	10名	6名	6名	—	15名		
職員定数	管理者1名 サービス管理責任者1名			管理者1名	施設長1名	管理者1名 サービス管理責任者1名			管理者1名	施設長1名			
	生活支援員1名	世話人1名	訪問支援員1名 生活支援員1名	精神保健福祉士1名 看護師1名	相談支援専門員1名	支援員2名	就労支援指導員1名 生活支援員1名	職業指導員1名 訪問支援員1名 生活支援員1名	精神保健福祉士1名 看護師1名	相談支援専門員1名	支援員1名		
所在地	水戸市見和三丁目1455番地の1	サテライト：笠間市笠間1550番地の1 本体：水戸市見和三丁目1455番地の1	水戸市渡里町2844番地の5					笠間市赤坂17番地6	水戸市泉町三丁目2番11号	笠間市赤坂17番地6			

表 15 営業日及び営業時間

事業所名	営業日	営業時間
笠間焼工房 「陽(yoo)」	月～金	9:00～16:00
泉町ギャラリー 「窯(YOO)」	火・水・木・土 月間計画により日曜日	10:00～17:00
地域活動センター 「光(KOO)」	月～金 注1)	9:00～17:00 但し、金曜日は 15:00 まで
生活支援センター 「風(FOO)」	月～土 注2・3)	9:00～17:00 但し、金曜日は 15:00、土曜日は 19:00 まで
協働宿 「空(COO)」	利用者との調整により別途作成	
グループホーム 「颯(SOO)」	無休	

注1) 月間計画により土・日曜日を開設する。

注2) 月間計画により日曜日を開設する。

注3) 適宜、水曜日を地域活動支援センター休館とし、多機能型事業のみ 9:00～15:00 に実施する。

表 16 生活支援センター「風(FOO)」月間計画

	月	火	水	木	金	土	日
第1週	地活 サテライト		現場 事務日		介(企画) 電話・計画		休館
第2週	地活 サテライト		介(企画) 電話・計画		SM		休館
第3週	地活 サテライト				介(企画) 電話・計画		休館
第4週	地活 サテライト		介(企画) 電話・計画		事務局 環境		休館

注1) 「介(企画)・電話・計画」の日は、地域活動支援センターは休み。

- ・ 企画や相談がある時の開館時間は、9:00～15:00。
- ・ 生活介護等の午前企画 10:30～12:00。午後企画 13:00～14:30。
- ・ 電話相談は通常どおり。
- ・ 地活登録関係や計画相談での業務を行う。

注2) 地活サテライト

- ・ GH 入居者・地活登録者に対して、1 週間の計画を確認するお茶会。
- ・ 場所:「空(COO)」 時間:12:00～15:00

表 17 笠間焼工房「陽(yoo)」就労継続支援事業B型 週間計画

曜日 時間	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
9:30～	ミーティング					休館日	休館日
9:45～	作業	作業	創作・制作	作業	作業		
10:30～	休憩						
10:50～	作業	作業	創作・制作	作業	作業		
12:00～	昼休み						
13:30～	創作・制作	創作・制作	作業	創作・制作	創作・制作		
14:30～	清掃、ミーティング						
15:00	終了						

表 18 泉町ギャラリー「窯(YOO)」週間計画

時間	営業時間	スタッフ X	火曜日・水曜日・木曜日		土曜日 (日曜日)
			スタッフA スタッフB	メンバーA班 ユーザーB班	メンバー ユーザー (自主通)
9:00					
10:00		移動・準備	移動・清掃	移動・清掃	移動・清掃
11:00			A	A	
12:00			(移動)	(移動)	
13:00			(移動)	(移動)	
14:00		休憩	B	B	
15:00			(移動)	(移動)	
16:00					
17:00		整理			
18:00					
19:00					

注) 開店曜日：原則 火・水・木・土 開店時間：10:00～17:00

開店日については、月間計画により、毎月掲示。

表 19 地域活動センター「光(KOO)」及び生活支援センター「風(FOO)」週間計画

曜日		月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	
開館時間	光	9:00～ 17:00	9:00～ 17:00	9:00～ 17:00	9:00～ 17:00	9:00～ 15:00	—	休館日(月間計画により開設)	
	風	9:00～ 17:00	9:00～ 17:00	9:00～ 17:00	9:00～ 17:00	9:00～ 15:00	9:00～ 19:00		
事業									
生活訓練		日常生活課題・社会性課題・対人関係課題等の生活課題について、個別支援計画に基づき実施する。							
生活介護		日常生活課題・社会生活課題等について、個別支援計画に基づき実施する。							
相談支援		開館時間対応							
地域活動支援センター	ユーザー企画	【クラブ活動】 お針子さん(パッチワーク)、風雀(麻雀)、一寸其処迄(散歩)、映るんです(写真)、クラシック倶楽部(音楽)及び新規クラブは、ユーザー主体の活動のため適宜実施する。							
	スタッフ企画	【社会資源調査団】【はばたけ母ちゃんの会】月間計画による。 【昼・夕食会、食事会】適宜実施する。 【入浴】「風(FOO)」のみ開館時間対応。適宜「風呂の日」企画。							
		【新企画】 ユーザーの実態に即し、スタッフミーティングで検討し、単発・連続企画を設定する。具体的には、ミーティング・学習会・体験活動等で、個別給付事業も含む。 *ヒアリングヴォイシズ活動の準備を継続する。							
緊急電話相談		毎日 24 時間							

注) 土曜日は、「風(FOO)」のみ開設。「光(KOO)」は月間計画により土曜日開設。

表 20 月間会議計画

週	月	火	水	木	金
第1週			現場 10:00～ (午後:事務)		
第2週					スタッフミーティング 9:00～
第3週			作陶&ギャラリー 9:00～		現場 15:00～
第4週			広報情宣 10:00～ 現場 15:00～		事務局 9:00～ (午後:環境整備)

注1) 月間活動計画は月毎に定める。

注2) 事務日及び環境整備の日は休館とする。

注3) 年間計画は、年間計画表のとおり。

注4) 会議構成メンバーは、組織図のとおり。

注5) こころの健康・福祉相談は電話予約制とする。

対象者は、受託市町村に居住し、精神科に通院している方。

相談目的は、精神医療保健福祉や計画相談、登録に関する事。

*訪問による相談は適宜実施する。

表 21 事業実施内容

1. 就労継続支援事業 B 型	① 笠間焼製品の作成	a. オカリナ、鳩笛の製造	
		b. 食器、植木鉢の製造	
	② 笠間焼製品の販売	a. 上記①の製品の委託販売	
		b. 陶炎祭等への参加・販売	
	③ 創作・制作活動	a. 自由に陶芸を楽しみ、表現する	
b. 作陶研修、陶芸展鑑賞			
④ 社会・生活活動	a. 実習生依頼への対応		
	b. 陶芸教室の開催		
⑤ サテライト活動 (泉町ギャラリー)	a. 製品販売、委託販売		
	b. 常設展示、企画展の開催		
	c. ギャラリー対応ユーザーミーティング		
2. 生活訓練事業	① 通所訓練	A. 自己対象化活動	a. ICF に基づくミーティング
		B. 日常生活訓練	a. 自立を図るための、食事会、入浴、金銭管理ミーティング等による日常生活訓練
			b. 活動ミーティングを通じた計画性獲得の訓練
		C. 対人関係支援	a. 自分の話をする、他人の話を聞く
	b. コミュニケーション課題における自己表現の支援		
	D. 社会性支援	a. 地域生活のルール等に関する学習会	
		b. 社会資源の学習会	
	② 訪問訓練	a. 自宅での生活(くらし)をつくる支援	
b. 交通機関、金融機関、役所等の活用支援			
c. 対人不安等へ対処するための外出訓練			
3. 生活介護事業	① 日常生活援助	a. 買い物等の外出援助、交通機関等の利用援助	
		b. 食事、健康管理等の援助	
		c. 「後始末」に関する援助	
② 作陶等の創作活動援助			
③ その他、個別支援計画に基づく社会生活上必要な援助			
4. 短期入所事業	① 食事課題への対応	② 入浴援助・支援	③ 生活訓練
	④ 生活相談	⑤ 健康管理	
5. 共同生活援助事業	① 調理、洗濯及び掃除等の家事への支援	② 相談及び助言	③ 余暇活動の支援
6. 地域活動支援センター経営事業	① 当事者活動	a. クラブ活動(ユーザー3名以上の申請による)	
		b. 各種ミーティング等	
	② 社会活動	a. カミングアウト活動・ヒアリングヴォイシズ	
		b. 社会資源調査団等	
	③ 文化活動	a. 日本伝統文化に即した年中行事	
		b. 飲茶会等	
	④ 生活活動	a. 昼食会・夕食会・食事会・ごはんですよ	
b. 入浴等			
⑤ 訪問支援			
⑥ 地域交流啓発事業(餅つき交流会等)			
⑦ 来所送迎支援(迎えのみ)			
7. 相談支援事業	特定	① 計画相談支援(サービス利用計画の作成)	
	一般	② 地域相談支援(地域移行支援及び地域定着支援)	
		③ 委託障害者相談事業 注)	
		④ 受託精神保健事業	
8. 緊急電話相談事業	① 24時間 365日対応緊急電話相談		
9. その他	① 地域自立支援協議会への参画等、他機関との連携		
	② 実習生依頼への対応		
	③ その他の行政からの委託事業		

注) 「こころの健康・福祉相談」は、委託障害者相談事業として実施。適宜、訪問相談を実施。

表 22 社会福祉事業職員一覧

事業・業務 所属・氏名		業務別職名				
		就労継続 支援 B 型	生活訓練、 短期入所、 共同生活援助	生活介護	相談支援	地域活動 支援センター
工房「陽(yoo)」	菅原 淳一	工房長 職業指導員	—	—	—	—
	筒井まり子	ギャラリー店長・ 就労支援 事業指導員	—	—	—	—
	栗原 徹	就労支援 事業指導員	—	—	—	—
	栗林 礼子	就労支援 事業指導員	—	—	—	—
「光(KOO)」 「風(FOO)」 「空(KOO)」 「颯(SOO)」	鈴木 宗夫	—	精神保健福祉士 訪問支援員	精神保健福祉士	管理者(笠間) 相談支援専門員	生活支援員
	松本 直行	—	精神保健福祉士 訪問支援員	精神保健福祉士	管理者(水戸)	生活支援員
	檜山 郁	サービス管理責任者 生活支援員	サービス管理責任者 (笠間)	精神保健福祉士	相談支援専門員	「光(KOO)」 施設長
	河原井まゆみ	—	サービス管理責任者 (水戸)	精神保健福祉士	相談支援専門員	「風(FOO)」 施設長
	郡司 功	生活支援員	社会福祉士 訪問支援員	社会福祉士	—	生活支援員
	高松 由加	—	生活支援員	生活支援員	—	生活支援員
	宇梶 孝	—	精神保健福祉士 訪問支援員	精神保健福祉士	—	生活支援員
	高橋 寿子	—	精神保健福祉士 訪問支援員	精神保健福祉士	—	生活支援員
	松田真紀子	—	生活支援員	生活支援員	—	生活支援員
	野中 美保	—	生活支援員	生活支援員	—	生活支援員
	川島 麻子	—	—	精神保健福祉士	—	生活支援員
	諏佐かづ子	—	—	看護師	—	—
本部	高島 真澄	—	管理者 精神保健福祉士	精神保健福祉士	—	生活支援員
	斎藤 悟	管理者	精神保健福祉士	管理者 サービス管理責任者	相談支援専門員	—
	杉山真理子	—	生活支援員	生活支援員	—	生活支援員

注1) 「陽 (yoo)」 の就労支援事業指導員は、全員陶芸家である。

C. 公益事業

2022年度 子どもの問題研究所事業計画

1 事業目的

「子どもの問題研究所」（以下、「子ども研」という。）は、人の生涯にわたって生じる精神的課題への対処方略として、幼少期からの「子育て・子育て」援助・支援を位置づけ、2003年の設立当初より子どもの主体性と自由性を主軸においた具体的、実践的活動を継続してきました。これと相まって、人が共に地域の中で育つことのできる社会の創造に寄与する課題を提言してきました。

現代の多くの母親は、核家族化、少子化の時代状況の中で育ち、幼い頃から具体的な子育てに触れる機会がないまま成長しています。しかも人間関係がほとんど解体した地域社会の環境の中で子育てをせざるを得ません。スマホに依存した子育ては場当たりので、子どもの将来的な発達が見通せません。それによって子育て不安や孤立感を抱く母親が増加し、頻発している児童虐待の心理的背景になっています。精神的課題を抱える母親を支える「ヤングケアラー」とよばれる子どもの存在も知られるようになっていきます。

学校教育現場においては、「いじめ」や不登校児童・生徒の増加、貧困家庭や発達障害児への対応の課題が深刻化しています。

このような状況に対処するため、「子ども研」は課題を抱える母親への子育て援助・支援、心理・教育相談に関する学校教育現場へのスーパービジョン、また「茨精研・ICCAM」と協働での研究活動を通し、「子育て・子育て」援助・支援課題に係る事業を継続してきました。

2020年度に蔓延した新型コロナウイルス（以下、コロナ）は、2021年度も収束の気配がないまま、いまだ感染防止対策や行動制限が求められる状況にあります。

「子ども研」では2021年度、コロナ禍での「子育て・子育て」の情報収集と実態把握、それに対する援助・支援の課題提示を目的として事業を展開してきました。

2022年度はその結果を踏まえ、コロナ後の社会を見据えた「子育て・子育て」援助・支援の具体的方略の構築を目的とし、コロナ禍で実施を見合わせていた「風（FOO）」地下室を利用した事業の展開と併せ、検討していきたいと考えます。

2 事業内容

1) 相談員派遣事業

2021年度に引き続き、笠間市、桜川市、行方市、潮来市において実施する乳幼児健康診査（以下、健診）に相談員を派遣し、子どもの発達課題や保護者の抱える子育て課題への早期対応、個別の育児相談を実施します。

2021年度は各市でコロナ感染防止のため、受診者を時間差で呼び出すことで密を回避したり、対応する際は消毒や飛沫防止対策を徹底するなど実施方法を工夫しました。また市によって差異はありますが、2歳児歯科健診は歯科医に委託する、保健師による受付時の問診或

いは終了時の保健指導のいずれかを省略する等、実施内容の変更を余儀なくされました。その結果子どもの発達を的確な年齢で把握できない、医療機関によって発達面の確認に偏りが生じ、支援の必要な子どもへの対処が遅れる状況が出てきています。個別の育児相談における母親の相談内容からは、コロナ対策で子育て支援施設が休止となり子どもの遊び場がない、外出する事への不安感により孤立している母親が増えている、学校がオンライン授業になって子どもが家にいるので仕事に支障が出たりイライラ感が増すといった状況が見えてきました。

2022年度は、各市においてコロナ後を見据えた健診の在り方や「子育て・子育て」援助・支援の課題を保健師とともに検討していきます。

健診を経て発達に課題があることを指摘された子どもの療育の場である、「日立市さくらんぼ学級」における支援員へのスーパーバイズ及び保護者研修会講師としての対応を継続します。療育の現場でも、実施回数や参加人数が制限されています。支援者にとってはその状況の中で援助・支援の質を維持するための努力が求められ、親にとっても子どもと家にいる時間が長くなり、子育てへの負担感が増しています。療育の場が「子育て・子育て」援助・支援にとって必要性の高い場になっているかを実感します。

2022年度も2021年度と同様、コロナ禍に対応したスケジュールが組まれています。引き続き実態把握と情報収集を進め、コロナ後の療育の課題を検討していきます。

2) 学校教育相談、児童・生徒指導支援活動

2021年度に引き続き、リリー文化学園リリーベール小学校（以下、ベール小）へスクールカウンセラーを派遣します。ここでは課題のある児童への具体的対応方法について教師に助言することを中心に、必要に応じ児童、保護者、教師へのカウンセリングを実施しています。

ベール小においてもコロナ禍により、分散登校やオンライン授業の開始、行事の縮小や中止など学校生活環境が変化、また親も在宅勤務になるなど就労様態が変化した影響から、体調不良を訴えたり欠席する児童が多くなる傾向を教師たちと話す中で確認しています。

一方で保健室登校をしていた児童が、人数の少ない教室だったら入れる、オンライン授業なので参加できることを体験したことから自信を取り戻し、順調に登校できるようになった状況もありました。

コロナ禍における学校教育現場の実態から、一人ひとりに応じた教育の在り方を検討する機会になると考えます。

3) 研究活動

2021年度は上半期のみの実施だった「子ども研」運営会議を、2022年度は月1回土曜午前に通年で設置します。運営会議と併せ「茨精研・ICCAM」と協働で「風（FOO）」地下室を活用した事業の展開を検討します。各事業の中で確認されたコロナ禍における「子育て・子育て」援助・支援の課題を反映させた事業内容の検討を図っていきます。

3 「子ども研」の運営

1) 所在地

水戸市見川1丁目1183番地の2 メゾン・ド・リヴィエールB102

2) 「子ども研」開設日

原則として、毎週水曜日及び土曜日午後

ただし、留守電及びFAXによる対応は随時行う

3) 「子ども研」運営会議

原則として、毎月1回土曜日午前

4) 職員

職名	氏名	所属・資格等
所長	高橋 寿子	精神保健福祉士・レクリエーションコーディネーター 市乳幼児健康診査等相談員派遣対応
主幹相談員	高松 由加	常磐大学学生相談 市乳幼児健康診査等相談員派遣対応